

冬の自転車利用について

冬になって、積雪で道路の幅が狭まったり、路面凍結によってスリップが起きやすくなることで自転車利用も危険が増えます。

①安全運転の義務

自転車は、「軽車両」です！

交通ルールについては道路交通法で決められており、ハンドルやブレーキを確実に操作し、道路状況に応じ、
他人に危害を及ぼさないよう運転しなければならない
とされています。

違反者には3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金等の罰則があります。

夏はできた安全運転も冬道では
難しく大変危険！！

②自転車に乗る人の心得

国家公安委員会の「交通の方法に関する教則」では、自転車走行上の注意として、「路面が凍りついているところや風雨が強いときは、
自転車を押して歩きましょう」と明記されています。

以上のことから、冬の自転車利用は禁止されてしませんが、利用は控えるよう心がけましょう。